

地すべり等防止法第18条第1項
に関する審査基準

地すべり等防止法第18条第1項による許可の申請については、次の各号のすべてに該当する場合に、知事は許可するものとする。

- 1 地すべり防止区域内行為の内容が、当該地すべり防止区域の指定理由及び現状（注）から判断して、次に掲げる状態を生じさせないこと。
 - ① 地すべりの防止を著しく阻害するものであると認められる。
 - ② 地すべりを著しく助長するものであると認められる。
- 2 別添に定める技術基準に適合した行為であること。
- 3 法第21条第1項に基づく監督処分を受けた者についてはその命令内容の履行を完了していること。

注

当該地すべり防止区域防の指定理由及び原状とは、以下に掲げるものをいう。

- ① 多量の崩土が、溪流又は河川に流入し、下流河川（準用河川以上の河川及びこれに準ずる規模の河川）に被害をおよぼすおそれのあるもの
- ② 鉄道（私鉄を含む。）、都道府県道（指定都市の市道を含む。）以上の道路又は迂回路のない市町村道その他の公共施設のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの
- ③ 官公署、学校、病院等の公共建物のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの
- ④ 貯水量30,000m³以上のため池、関係面積100ha以上の用排水施設若しくは農道又は利用区域面積500ha以上の林道に被害を及ぼすおそれのあるもの
- ⑤ 人家10戸以上に被害を及ぼすおそれのあるもの
- ⑥ 農地10ha以上に被害を及ぼすおそれのあるもの（農地5ha以上10ha未満であって、当該地域に存する人家の被害を合せ考慮し、それが農地10ha以上の被害に相当するものと認められるものを含む。）

地すべり防止区域内行為技術基準

(総則)

第1 この基準は、地すべり防止区域内において土地の形質変更、地表水、地下水等の流れの変更をともなう行為を実施する場合の、技術基準である。なお、一般的基準は、下記によるものとする。

- 1 地すべり防止区域内においては、原則として、造成工事を計画してはならない。
- 2 やむを得ず地すべり防止区域内で、造成工事を計画する場合は、この基準に定める事項以外については、「砂防指定地内行為技術基準に定める砂防指定地内行為技術基準」によるものとする。

(土工)

第2 土工は、下記によるものとする。

- 1 切土は、下記によるものとする。
 - (1) 地すべり末端での切土は計画してはならないものとする。
 - (2) 地すべり頭部、中腹部での切土により背後地の安定を損なうことのないよう充分調査解析し、切土後の安全率が、1.2となるよう防止対策を施行すること。
- 2 盛土は、下記によるものとする。
 - (1) 地すべり安定解析を行って、盛土後の安全率が、1.2以上になるよう防止対策を施行すること。
 - (2) 前号の場合でも、造成工事前の地すべり安全率の低下は5%以内とし、それ以上の大土工を計画してはならないものとする。
- 3 安全率は、次により算出する。

$$\text{安全率 (F. S)} = \frac{\text{すべりに抵抗する力のモーメント}}{\text{すべりを起そうとする力のモーメント}}$$

(排水)

第3 排水は、下記によるものとする。

- 1 排水施設からの漏水、再浸透があってはならないものとする。
- 2 排水路網には、地すべり防止区域外からの表流水、地下水を合流させてはならないものとする。
- 3 地下水を増加させたり、地下水の排水施設の機能を阻害する計画であってはならないものとする。
- 4 維持管理に容易な位置構造とするものとする。

(給水)

第4 給水は、下記によるものとする。

- 1 原則として、地中埋設はさけるものとする。
- 2 やむを得ず地中埋設とするときは、地すべり移動による給水管の損傷がないような構造とし、損傷があった場合でも直ちに修理が可能な位置とするものとする。

(地すべり防止工事)

第5 地すべり防止工事は、下記によるものとする。

- 1 地すべり防止工事の実施にあたっては、ボーリングによる地質柱状図や弾性波探査、電気探査によって得られた地下構造を示す縦断図等、すべり面測定管及びひずみ計の測定によりり地すべり面の深さとその形状を調査するものとする。
- 2 工法は、下記によるものとする。

(1) 排土工（段切り工）

- ア 頭部土塊切取りによる荷重軽減（円弧すべり）
- イ 全体または一部土塊切取り（直線すべり）

(2) 抑止工

- ア 鋼管、コンクリート、木杭などによる抵抗力付加
- イ バットレス、ワク工などによる末端抵抗力付加
- ウ 押え盛土などによる末端抵抗力付加

(3) 排水工（間隙水圧の軽減）

- ア 集水井、集水ボーリング、排水トンネルなどによる地下水排除
- イ 表面排水路、暗渠などによる地表水、地下水の排除

(4) 土質改良

- ア グラウチング、薬液注入などによる土質改良
- イ 焼付（乾燥）による土質改良
- ウ ロックボルトによる岩盤締付け

(5) 表面処理

- ア 植生工（芝張りなど）による地表土質改良
- イ 表面吹付などによる地表水、浸透水の排除および風化防止

(6) 侵食防止工

- ア 砂防ダム、床固工、護岸工、水制工、河川付替工等